

2015長野県人事委員会勧告に対する地公労声明

長野県人事委員会は、本日、職員給与と民間給与との比較は月例給平均で0.50%、一時金の支給月数で0.10月の較差を解消するなどの本年の勧告を行った。

これは月例給、一時金ともに公民格差が民間よりも低いとされたため、昨年引き続きプラス勧告となった。

このことは、2015年7月15日に県産業労働部労働雇用課が公表した本年の春闘状況（6月30日最終報）の平均妥結額が4,401円で、前年同期に比べ526円増加、平均賃上げ率は1.77%で前年同期を0.21ポイント上回ったとした調査結果の報告もされていることから、県内の公民格差が反映された勧告内容と考えられる。

しかし、昨年、改悪となった昇格制度の見直しに対する措置や公務員として確保が困難な職種の獣医師に係る初任給調整手当、2006～2010年までの給与構造改革期間中の昇給抑制の回復について、残念ながら言及されていない。このことは今後、労使交渉に委ねる姿勢を示したものと受け止められる。

地公労は、8月6日に人事院勧告が出されて以降、労働基本権制約の代償機関として人事委員会の果たすべき役割を踏まえながら、2015年の人事委員会勧告にあたっては、主体的な勧告を行い、職員の生活を維持・改善するための賃金水準を確保することを求めてきた。

今回、県人事委員会は、公正・中立な第三者機関として、本県の公民格差を精確に反映した。その勧告は組合側の主張を一定程度反映した結果ととらえられる。これらは全組合員によるはがき行動、要求書・要請書提出交渉、県下10地区で開催した学習決起集会等この間の地公労全体での取り組みの大きな成果といえる。

今後は、勧告をふまえた県当局との確定交渉が重要となってくる。

地公労は、人事委員会勧告を完全に実施することを求めるとともに、国からの不当な圧力に対しても全国の仲間とともに連携して取り組んでいく。また、人事管理に関する課題としてふれられた深刻な状況にある超過勤務縮減に向けた必要な措置を求めていく。

地公労は、組合員の生活と権利を守り、切実な要求実現のため、引き続き賃金確定闘争に全力をあげて取り組むものである。

2015年10月19日

長野県地公労共闘会議
議長 細尾俊彦

(長野県地公労共闘会議：県職労、県教組、高教組、企業局労組)